

10 海外投資関係保証

海外投資関係保証は、海外子会社への出資、貸付資金など中小企業・小規模事業者の皆さまが海外直接投資を行う際に必要となる資金の調達を支援する保証です。

対象となる方	海外における投資先事業の経営への直接参加あるいは海外における現地生産を目的とする等、海外直接投資の事業を行う方
資金使途	<p>運転資金および設備資金</p> <p>(注) 海外直接投資の事業に対する資金で、次のいずれかに該当するものが対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出資割合が100分の10以上となる場合(当該中小企業・小規模事業者の100パーセント出資の子会社の出資割合を合計して100分の10以上となる場合を含む。)における外国法人の発行する株式または出資の持分の取得に要する資金 ② 出資割合が100分の10以上である外国法人(当該中小企業・小規模事業者の100パーセント子会社の出資割合を合計して100分の10以上である外国法人等を含む。)の発行する証券等(株式、出資の持分、社債または利札をいう。以下同じ。)の取得またはこれらの外国法人に対する金銭の貸付に要する資金 ③ 当該中小企業・小規模事業者と次に掲げる永続的な関係がある外国法人の発行にかかる証券等の取得またはこれらの外国法人に対する金銭の貸付に要する資金 <ul style="list-style-type: none"> ア 役員の派遣 イ 長期にわたる原材料の供給または製品の売買 ウ 重要な製造技術の提供 ④ 外国における支店、工場その他の営業所の設置または拡張に要する資金 ⑤ 海外直接投資の事業の実施に必要な従業員教育の費用に充てるための資金 ⑥ 海外直接投資の事業の実施に必要な調査の費用に充てるための資金
保証限度額	2億円(組合の場合4億円)
保証期間	20年以内(最大)
貸付形式	証書貸付、手形貸付または手形割引
返済方法	原則として分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
保証料率	年1.05% (注) 有担保割引の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。
保証割合	責任共有制度対象
必要書類	<p>所定の申込書類のほか、以下の書類の添付が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海外直接投資に係る証券取得に関する計画書(外国法人発行の証券等の取得に係る資金の場合) ② 海外直接投資に係る金銭の貸付に関する計画書(外国法人に対する金銭の貸付けに係る資金の場合) ③ 外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書(外国における支店等の設置又は拡張に係る資金の場合) ④ 海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書(従業員教育、調査に係る資金の場合)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問合せ先は裏表紙をご覧ください)。